

医事法

14. 脳死と臓器移植

7階第5研究室

江原朗

(第10章参照)

死亡

- 死の三徴候（伝統的な死の概念）：
 - 心拍停止、呼吸停止、瞳孔散大
- 脳死判定：2人以上の医師が判定
(6時間後に再判定)
 - 深昏睡
 - 瞳孔の固定、4mm以上
 - 脳幹反射（対光反射など）の消失
 - 平坦脳波
 - 自発呼吸の消失

脳死概念

- 脳死；脳機能の不可逆の機能喪失
 - 大脳死説：思考中枢である大脳の破壊で死
 - 全脳死説：大脳だけではなく、脳幹を含む全脳の不可逆的な機能喪失を死とする
 - 脳幹死説：生命維持にかかわる脳幹の機能喪失をもって死とする。

臓器移植法の運用に関する ガイドライン(1)

- 書面による意思表示ができる年齢:15歳以上
- 知的障害者の意思表示:見合わせる
- 親族の範囲:原則として配偶者、子、父母
- 遺族の範囲:原則として、配偶者、子、父母、
孫、祖父母
- 臓器移植提供施設に関する事項
 - 適切な脳死判定
 - 救急医療等の関連分野で高度の医療を行う施設

臓器移植法の運用に関する ガイドライン(2)

- 虐待を受けた児童：児童(18歳未満)からの臓器提供は、虐待の有無を確認
- 脳死判定に関する事項：留意事項
- 移植実施施設に関する事項：移植学会合同委員会によって選定
- 公平・公正な臓器移植：臓器移植ネットワークを介さない移植は不可
- 法令に規定ない臓器移植は禁止、
- 個人情報保護

臓器移植法の概要

- 臓器摘出の条件
 - 本人の書面による臓器提供の意思表示、かつ、遺族が拒まない
 - 本人の意思が不明でも、遺族が書面で承諾するとき
- 臓器売買の禁止
- 死亡後の親族への優先臓器提供を認めている

臓器提供を受ける側の問題

- 治療法選択の相当性：
 - 移植以外に生命維持や健康状態が改善しないか
- 患者への説明と同意：
 - 生涯免疫抑制剤を飲み続ける必要
 - 拒絶反応、
 - 精神的負担など

骨髄移植と骨髄バンク

- 白血病をはじめとする重篤な血液疾患に対する治療法
- HLA(白血球の型)が合致する必要
- HLAが合致する人は少ないので、骨髄バンクを設立
- 同様に、臍帯血バンクも

医事法

14. 終末期医療

7階第5研究室

江原朗

(第11章参照)

終末期

- 末期状態：
 - 回復不能で、かつ、死が直近に不可避にある。
- 安楽死：
 - 死期が目前に迫っている描写が激烈な肉体的苦痛に襲われている場合に、依頼に基づいて苦痛を緩和・除去することにより安らかな死に至らしめる行為。

安楽死

- 純粹安楽死：
 - 生命の短縮を伴わない苦痛除去
- 間接的安楽死
 - 苦痛緩和の薬剤使用と副作用で死期を早める
- 消極的安楽死
 - 積極的な延命治療を行わない
- 積極的安楽死
 - 自然の死期に先だって直接短縮

積極的安楽死に関する許容要件 (横浜地判平成7年3月28日)

- 耐えがたい肉体的苦痛
- 死期が不可避で切迫
- 苦痛緩和の代替手段がない
- 本人の真摯な意思表示